

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（改訂案）」
に関する意見募集結果について

令和8年7月10日

内閣府公益認定等委員会事務局・公益法人行政担当室

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（改訂案）」につきましては、令和8年5月19日から6月18日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、計20件の御意見を頂きました。頂いた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※「御意見に対する内閣府の考え方」では、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（改訂案）」における整理に沿い、法令の名称等の用語は略称で記載。

【全体】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
1	申請書記載事項の変更、簡素化は、公益法人制度の趣旨を踏まえた改正で大賛成です。その中で、「制度改正以前に公益認定を受けている法人が申請書に事業の実績等を記載している場合には、該当する記載について削除するほか、最新の事業の実績等を反映させることが可能」という部分については、法人から行政庁に変更届出を行わなくても済むような運用にしてくださいように要望します。	ガイドラインにおける御指摘の記載（制度改正以前に公益認定を受けている法人が申請書に事業の実績等を記載している場合には、該当する記載について削除するほか、最新の事業の実績等を反映させることが可能）については、事業年度開始前に作成し事業計画書等とともに行政庁に提出する「公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類」についての説明です。なお、最新の事業の実績等を当該書類に反映することにより、申請書記載事項自体が変更されるわけではない点に御留意ください。
2	当法人は、平成 23 年度の公益法人移行以降、公益目的事業の適正な運営に努めております。 公益目的事業は収支相償の原則に基づき、余剰（黒字）が発生した場合は単年度内での解消が求められます。 直近の制度改正前までは、固定資産の取得（投資）等を通じて実質的な正味財産の積み増しが可能でしたが、近年の見直しによりこの二重カウント的な措置が廃止され、実質的な増資（内部留保の確保）が極めて困難となりました。 とりわけ深刻なのは決済資金（運転資金）の硬直化です。現行の枠組みでは、決済資金ベースは移行期（平成 22 年度決算時）の水準に据え置かれております。 しかしながら、昨今の激しい物価高騰や最低賃金の連続的な引き上げに伴い、事業運営を維持するために必要な決済資金の絶	制度改正に伴い、収支相償が中期的収支均衡に改められ、従来より柔軟性の高い公益充実資金が設けられたほか、使途不特定財産（従来の遊休財産）規制においては公益事業継続予備財産が創設されており、流動資産も含めて財務規律については柔軟化されていると考えております。 なお、中期的収支均衡において、剰余額の解消策として公益目的保有財産としての金融資産を取得することは、当該金融資産の果実が公益目的事業の充実のために使用される見込み・必要性があれば認められます。

	対額そのものが膨れ上がっているのが実情です。 現行の運営ルールの下では、流動資産や繰越金の増額は資産取得（投資）と認められないため、必要な運転資金を補填・増額する手段が制度上存在しません。 つきましては、経済環境の変化に即した持続可能な法人運営を担保するため、決済資金の弾力的な運用や、新たな積立・増資を認めるガイドラインの制定を強く要望いたします。	
3	6 頁（見え消しも 6 頁）、以下随所 ホームページ→HP となっているが、むしろ「公式サイト」にすべき。最近はこちらが普及している。 49 頁（見え消しは 51 頁） オ 不特定かつ多数→不特定多数 となっているが、そもそも混じっているし、ここだけ直すのはなぜか。 111 頁 禁固→禁錮 禁固はかつての新聞書きかえ 112 頁 ○5 滞納処分の「終了」と認定法では言っているが、そういう言い方は国税徴収法ではしていないので、どの時点で終了したと言えるのか不明確。例えば公売で買受人が買受代金を支払っ	御指摘も踏まえて、表現については以下のとおり修正します。 (49 頁) 御指摘も踏まえ、「不特定かつ多数の者」「不特定多数の者」「不特定多数」等々の表記については、「不特定かつ多数の者」又は「不特定多数性」に統一しました。 (111 頁) 「拘禁刑以上の刑に処せられ、(略)」と修正します。 他方で、(6 頁)、(150 頁)、(153 頁)、(180 頁)、(181 頁)に関する指摘につきましては、必ずしも誤りとは言えない記載と考えておりますので原案のとおりとしますが、より分かりやすく見やすい表現については、引き続き検討してまいります。 なお、滞納処分の「終了」については、御指摘の例に限らず滞納されていた国税の徴収が完了し、滞納処分の執行が終了した時点をもって終了したものと一般的には考えられます。

	て全額納めたとみなされた（国税徴収法 116 条 2 号）ものの配当を巡って揉めた場合はいつ終了したと言えるのか。 150 頁 枠内最終行が斜体（イタリック）の意味不明。英語なら強調の意味であることはあるが、日本語では普通は使わない。 153 頁（他も随所） 分数中だけ斜体になっているのはおかしい。そちらのソフトウェアの数式機能で自動的にそうなったのかもしれないが、斜体にすべきなのは数式中のアルファベットである。ただし「ここでの」x のように数を表さないものは立体（ローマン）。それから「'」（アポストロフィー）でなく「'」（プライム、通称ダッシュ）であり、しかも直前はベタ（空けない）。 180 頁 〈原則〉→〈原則〉 印刷上、元のは不等号 181 頁 〈特例〉も同上	
4	項目：公益認定法令における「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の規定において、「同性パートナー」も含まれることに留意が必要との点について	2024 年 3 月の犯罪被害者給付金に係る最高裁判決を踏まえ、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」という文言と同一又は類似の文言を含む法令については、政府においてその取扱いについて検討を行い、取りまとめを行ったと

	意見：憲法解釈、国内法令でいわゆる同性パートナーとの結婚を認めていないにもかかわらず、このような規定を置くこと自体が、同性パートナーを国が認める根拠のひとつになると考える。	ころです。今回の改訂は、その整理に基づくもので、以下のウェブサイトで考え方を公表しております。 https://www.koeki-info.go.jp/activities/9k1kdmgodx.html
5	「当該事業年度における事業の計画にとどまらず、中長期的な事業の方針や、公益目的事業の質の向上を図るための取組（ガバナンスの充実や透明性の向上の取組を含む。）についても記載することが望ましい」との方向性は、公益法人の業務執行の方針を示し、法人の経営判断を説明するために有意義なものと考えており、その趣旨に賛同しております。 一方で、各公益法人による自主的な取組を超えて、例示されているインパクト測定や KPI 設定が事実上広く求められるようになる場合には、法人ごとの事業特性や運営実態にも十分な配慮が必要であると考えております。たとえば、当財団のように、独立性の高い研究審議会の判断の下で、助成対象研究者の自主性を尊重し、シンプルな研究助成を事業とする法人にとっては、各年度の事業計画を超えた定量的な目標の設定に難しさが生じることが想定されます。 また、公益法人（とりわけ中小規模法人）においては、KPI の設計やデータの収集・分析、インパクト測定の実施にあたり、一定の専門性や外部委託費を含めたコストが必要となることも想定されます。本来、公益事業に充てるべき人的・財務的資源とのバランスを踏まえると、管理業務への対応が過度な負担とならないよう配慮いただくことが望まれます。そのため、事	御指摘につきまして、法人の規模や事業の内容に応じて公益目的事業の質の向上を図るための取組はそれぞれ異なると考えております。今般の改訂についても、KPI の設定やインパクト評価の導入については例示として記載しており、個別の法人の事情に応じて公益目的事業の質の向上を図るための取組を検討いただくものと考えております。

	業特性や規模など、それぞれの法人の実情に応じた柔軟な運用が可能となる制度設計が望ましいと考えております。 以上のとおり、公益法人においては、現在のガイドライン案のとおり、KPI の設定やインパクト測定を一律に求めるのではなく、公益の本質に即した質的な評価を基本としつつ、KPI などの定量的目標の設定については各法人の判断に応じて活用できる補助的な手段として引き続き位置づけていただくことが適当と思料しております。	
6	【意見 1】 該当箇所：8 頁 第 1 章 第 1 節 第 3 公益行政の基本的考え方 「公益行政は、公益法人が自主的・自律的に構築したガバナンスの下で、コンプライアンスを確保し、適切に業務運営を行うことを前提に、寄附者等の意思、法人の伝統や創意工夫、自律的な判断など法人の自治を最大限に尊重して行う。【挿入箇所】審査や監督は、法律に従い、プリンシプルベースで行うことを原則とし、行政庁・合議制機関において法人が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは、厳に慎む」 【訂正案】（上記の【】内を以下を追記してください。）【なお、ガバナンスとは、法人の理事、監事、社員、評議員、代表理事、業務執行理事及び会計監査人などの法人の機関を法定し、それらの機関が法人の目的に沿った役割を果たすことを言う。したがって、ガバナンスを重視する立場からは、行政庁はガバナンスを構成する機関ではなく、法人が法令等に基づいて決定した事項を尊重する責務を負う。】	（意見 1 について） 法人の自主的・自律的なガバナンスの尊重については、既に記載しておりますため、原案のとおりとします。

予算書（認定規則第 45 条第 2 号） 「o 収支予算書は、当該事業年度の計画を予算面から裏付け、財務規律への適合性等を確認する書類として、認定規則第 48 条に定めるところにより作成する。損益計算書と同様に公益目的事業に係る経理（公益目的事業会計）、収益事業等に係る経理（収益事業等会計）及び法人の運営に係る経理（法人会計）の各経理単位の内訳の表示を行うとともに、各事業ごとの内訳は、公益目的事業については、公益認定を受けている事業単位（「公 1」「公 2」…）、収益事業等については、法人で設定している事業単位（「収 1」「収 2」…、「他 1」「他 2」…）に」 【訂正案】以下のように修文をお願いする。「o 収支予算書は、当該事業年度の計画を予算面から裏付ける書類として、認定規則第 48 条に定めるところにより作成する。認定規則第 48 条に合致していれば、後は法人の経営上の判断で管理しやすい様式にすればよい。たとえば、損益計算書と同様に公益目的事業に係る経理（公益目的事業会計）、収益事業等に係る経理（収益事業等会計）及び法人の運営に係る経理（法人会計）の各経理単位の内訳の表示を行うとともに、各事業ごとの内訳は、公益目的事業については、公益認定を受けている事業単位（「公 1」「公 2」…）、収益事業等については、法人で設定している事業単位（「収 1」「収 2」…、「他 1」「他 2」…）に区分された数値を記載すること等も考えられる。」 【理由】「財務規律への適合性等を確認する書類として」という文言が追加されているが削除すべきである。昨年施行された改正公益認定法は、法とガバナンスを重視し、行政庁による法	事業計画の策定のタイミングにおいて、見積もられる収支予算が明らかに財務規律に適合しないこととならないよう、法人において確認を行うことは、収支予算書の役割の一つだと考えられます。なお、決算時における別表 A～C の作成のような厳密な確認が求められるものではなく、今回の追記により法人に追加の負担を課すものではないと考えております。また、後半の記載については、制度改正に伴い原則として全ての公益法人に区分経理が義務付けられている観点からも必要な記載であると考えております。 したがって、原案のとおりとします。
---	--

令外の法人に対する過度な負担を見直し、負担の緩和を目的としていた。また、事後チェック重視という重要な方針も出されている。この行政庁の改訂案は、法改正の趣旨に真っ向から反するものである。「財務規律への適合性」を判断するには多くの法人内意思決定と、非常に複雑な計算を必要とする。また、改正法には各種の事後的な緩和策も盛り込まれている。収支予算書は法人の経営方針を示す重要な書類であり、「財務規律への適合性等を確認する書類として」というような行政庁向けの書類としての位置づけを明記することは、法改正の趣旨を強く損なうものであり削除すべきである。また、後半の記述は、強制しているようにしか読めず、このような曖昧な記載を止め、明確に事例であることがわかるようにすべきである。また当該箇所に関する代替案は【意見 6】で示している。 【意見 4】 該当箇所：198-199 頁 第 5 章 第 2 節 第 1 (1) 2 収支予算書 「o また、収支予算書は、理事会が予算（見積もり・目標）と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用することを想定した書類であり、事業ごとの区別のみならず予実管理等に必要十分な区分を行うことが適当である。具体的には活動計算書において注記による開示事項となっている、会計区分別及び事業区分別の情報、費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい。その上で、各法人において、指定純資産と一般純資産の部に分けるなどの細目を定めるものと考えられる。」 【訂正案】以下の通り修文願いたい。	（意見 4 について） 御指摘のとおり、収支予算書は法人のガバナンスに活用する側面がある点を踏まえて、以下のとおり修正することとします。 ○ また、収支予算書は、理事会が予算（見積もり・目標）と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用し<u>法人のガバナンスを確保しステークホルダーへの説明責任を果たすことを目的とした書類</u>であり、事業ごとの区別のみならず予実管理等に必要十分な区分を行うことが適当である。 なお、後段の指摘について、収支予算書についても、他の行政庁への提出書類と同様に、明らかな誤りや法令上の要件への不適合が認められる場合には、必要な指導を行うことがあるものと考えておりますので、原案のとおりとします。
--	--

	「o また、収支予算書は、理事会がガバナンスの中で最適な活用を考えるべきものである。どのような内容にするのかは法人内で十分な議論を行った上で、例えば、予算（見積もり・目標）と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用することを想定するのであれば、事業ごとの区別のみならず予実管理等に必要な区分を行うこと等も考えられる。具体的には活動計算書において注記による開示事項となっている、会計区分別及び事業区分別の情報、費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい。その上で、各法人において、必要により指定純資産と一般純資産の部に分けるなどの細目を定めることが望ましい。ただし、『望ましい』とした内容は指導の対象ではなく、法人が認定規則に沿って収支予算書を作っているのであれば、行政庁はその修正を命じることはできない。」 【理由】収支予算書は法人経営の根幹であり、それぞれの法人で通常十分に議論して作成されて、その用途も実に多様である。行政庁のために作成するものではなく、行政庁の希望であるならば、事例であることをしっかりとわかるように記載すべきである。 事後的な活動計算書の開示事項となっている事項を理由に、同種の内容を収支予算書に含めることは、事後チェック重視の方針に反することである。このガイドラインで一貫していることは、ガバナンス重視ということである。法人の機関決定したものを明確な法令違反ではない限り、行政庁がその修正を強いる可能性のある文言を入れ込むことは、ガバナンス軽視にほかな	
--	--	--

らず、そのようなことを繰り返せば、法人の理事会等が形骸化してしまう。行政庁による、そのような補正要求ができないことが明確にわかるような記載にしてほしい。 このような記載は担当者によっては法人に強く修正を求めることがこれまでも何度もあった。法令の根拠が曖昧なまま、理事会等の機関決定を覆すということは、法人が真摯にガバナンス重視に取り組もうとしているときに水を差すものである。 【意見 5】 該当箇所：199 頁 第 5 章 第 2 節 第 1 (1) 2 収支予算書 「なお、収支予算書は、それ自体、法人の経理的基礎を示す書類の一つであり、収支予算書が明確な根拠に基づき策定されていない場合には、監督上の措置の対象となり得る。また、予実管理を行うに足る情報が収支予算書に記載されていないような場合には、公益法人のガバナンスが確保されており、十分な情報開示がなされていると認める（第 6 章第 1 節第 1 (2) 参照）ことができないと考えられる」 【訂正案】次のように修文願いたい。「なお、収支予算書が認定規則第 48 条に抵触している場合には、監督上の措置の対象となり得る。また、公益法人の機関決定に基づき作成されていない場合には、十分な情報開示がなされていると認めることができないと考えられる。」 【理由】監督は法令に基づいて行うべきであり、「明確な根拠に基づき策定されていない場合」など曖昧な基準を持ち込むべきではない。「明確な根拠に基づき策定」はまさにガバナンス上の問題であり、法人の理事会で十分検討すべき内容である。	（意見 5 について） 今回のガイドライン改訂案で示したとおり、収支予算書は、当該年度における法人の業務執行の決定（法人法第 90 条第 2 項第 1 号）に係る文書であり、法人の経営判断を明らかにする書類です。これは単に法人の内部で活用するにとどまらず、当該年度の法人の事業について予算面で幅広いステークホルダーに説明責任を果たすための書類です。 また、行政機関の予算と異なり、公益法人の業務運営において状況に応じて臨機応変に対応した結果、予算外の収益・費用が発生することがありうることは当然の前提であり、御指摘のような「予算主義」の復活を求める意図はありません。ただし、収入の見込みが明確な根拠なく明らかに過大である場合や、事業計画書との整合性が取れない場合などは、経理的基礎に疑義があるものとして監督の対象となる可能性があります。なお、収支予算書の根拠について行政庁が網羅的に確認を行うようなことは想定していません。 また、予実管理を行うに足る情報については、前段でどのような記載が求められるかを示しているところです。 したがって、原案のとおりとします。
--	---

平成 20 年改革時に会計基準上の「予算主義」が、法人が状況に応じて臨機応変に対応できるように撤廃された経緯がある。これを法改正議論や十分な議論なしに復活させることは「新しい資本主義実現会議」の方針と真っ向から異なり、予算に過剰に縛られた硬直的な運営を法人に強いることになる。さらに「予実管理を行うに足る情報が収支予算書に記載されていないような場合」というのはどういう予算書を作ればいいのかも意味不明である。何の根拠もなく予算書を作成してる公益法人は存在しないと思われるが、そのような管理上の内部情報まで公開させる法律上の根拠もないものとする。また、この部分は、第 3 章の記述（88 頁（iv））と大いに矛盾する。管理会計と財務会計の考え方が混同することで法人は大いに迷惑をするものとする。 【意見 6】 5 章（1） 1 の事業計画書に関する追加 【提案】 以下を追加する。 ○ 財務三規律についての期末の見通しを記載する。例えば、 1. 公益目的事業は費用超過になる予定、公益目的事業比率は 50%を超える予定、使途不特定財産については一年分の公益目的事業費を上回らない予定である。 2. 公益目的事業費は剰余金が発生する予定であるが、5 年間のうちに解消する見込みである。 3. 公益目的事業費は剰余金が発生する可能性があるが、その場合には公益充実資金の積立を行う予定である。 4. 公益目的事業財産の使途不特定財産保有上限額については上限を大幅に上回る可能性があるが、その場合には公益目的事	（意見 6 について） 意見 3 に回答のとおり、そもそも新規認定や変更認定の申請時に添付する収支予算書については、申請書別表 A～C との整合性を確認する必要がありますが、通常の事業年度開始前に作成する収支予算書の作成時に別表 A～C を作成するような財務規律適合性の厳密な確認は求めているところですので、原案のとおりとします。
---	---

業継続予備財産とする予定である。 等が考えられる。 【理由】改訂案の収支予算書に「財務規律への適合性等を確認する書類として」という部分を付加した理由として、認定法5条の「行政庁は、(中略)次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。」を根拠にしている可能性があると思料する。それであるならば、「財務規律への適合性等を確認する書類」として具体的な数字を入れる収支予算書に代わり、事業計画書にその役割に担わせることを提案する。もとより、収支予算書の追加改訂案が、精緻な数字までを求める意図を持っているものではないと考えるが、ガバナンスを真剣に考えれば、安易な数値を入れづらく、また、決算期に様々な対応が取れる制度になっている以上、収支予算書に「財務規律への適合性等を確認する書類」としての位置付けを付加するのではなく、事業計画書に法人としての見通し記載することで足りると思うからである。 【意見7】 該当箇所：第7章239頁「同時に第2項において、公益行政を所管する国に対して、自主的・自律的な公益法人の取組を後押しすることを義務付け、民間公益活動の活性化に資する活動を行っていくことを求めている。例えば 1. 自律的ガバナンスの充実や透明性確保の取組の好事例の収集・展開、2. その他公益法人の様々なチャレンジングな取組み事例の紹介、3. 研修等による人材育成の支援、 4. インパクト測定・マネジメントなどに関する国内外における取組事例調査、事例集の作成・展開、5. 公益活動を行う他の団体を広く支援している	(意見7について) 1～5の事業については、例示であり、また、社会情勢に応じて実施する取組は変化するものと考えております。したがって、原案のとおりとしますが、「公益認定等委員会の活動報告」において、御指摘のような内容を盛り込むことも検討させていただきます。
---	--

各地の中間支援団体等の支援等、が考えられる。」 【訂正案】文末に以下を追記。 「内閣府は「公益認定等委員会の活動報告」において上記１から５及びその他に分けて毎年報告をする。」 【理由】 これは国民への約束であるから毎年チェックすることは当然のことと思われる。 【意見 8】 該当箇所：全体方針 追加 【提案】 ホームページ上の「行政庁への情報提供」だけではなく、「行政庁への疑問に対する情報提供」のページを設ける。 【理由】 令和 6 年公益認定等ガイドラインには、「読み方・使い方」が公表され、その中には、「行政からの指導・指摘等に疑問を感じている者」に対する読み方まで記載があり、「行政と公益法人が、共通の基盤（法令解釈等）に立って議論できるよう、例えば、次の記載が参考になると思います。」とある。素晴らしい。しかし現実には行政庁の指導等を法令違反と指摘すれば、担当官は顔をつぶされ、あらゆるロジックで反論してきたり、嫌がらせをされたりすることも無理からぬことであり、実際にそのような例が報告されている。 たとえば、新法が施行されたにもかかわらず、行政庁によって以下のような事態が発生している。 1. 数か月にわたって申請が放置され、確認したところ担当部署・担当者すら決まっていなかった例（分散管理の行政庁）	（意見 8 について） 御指摘のような事例に関わらず、行政指導の在り方について、内閣府として把握した情報については、各都道府県とは様々な情報共有の機会を設け、連携に取り組んでいるところです。公益法人・公益信託に関する相談専用窓口において、御指摘のような疑問等を伝えていただくことも可能であるため、原案のとおりとしますが、いずれにしましても様々な機会を捉えて、法人の意見も踏まえて、適切な公益行政の実現に取り組んでまいります。
--	--

	2. 公益認定後の公示がなされていなかったり、法人名を間違えて公示していたりした例（多数有り）これは認定法 10 条に抵触する。 3. 各委員会運営規則通りに、委員会が運営されていなかった例。 4. 法令にない事項につき補正をしていた例（多数有り） 内閣府が地方行政庁を指導する立場にないことは承知するが、情報を集めて公開していくことは必要ではないかと考える。 【意見 9】180 頁「公益目的事業の用に継続的に供されていない場合には、公益目的保有財産に含まれない（引き続き公益目的事業財産であるが、控除対象財産とはならない。）」 【修正案】カッコ内が追記されているが、単に公益目的保有財産に該当しないだけであり、例えば公益充実資金などに組み替える可能性もあるので、追記部分は削除、または「直ちに控除対象財産とはならない」とする。	（意見 9 について） 本記載は、公益目的保有財産と表示されていても、実質的な要件を満たさなければ公益目的保有財産として認められないという趣旨であり、原案のとおりとします。
7	○第 5 章第 2 節第 1（1）（改定案 p199） 収支予算書に関する記載について 従来、収支「予算」書という名称であることや、理事会・評議員会の承認を要すること等から、収支予算書が記載金額の範囲内での執行権限を付与する性質を有し、原則として予算の修正等を行うことなく当該金額を超過した運営を行うべきではないとの誤解を招くおそれがありました。今回のガイドライン改正においては、改正案における「見積もり・目標」である旨の	（○第 5 章第 2 節第 1（1）（改定案 p199） 「収支予算書に関する記載について」について） 今回の改訂において収支予算書について、予算（見積もり・目標）と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用することを想定している旨を追記したことで、どのような趣旨の書類であるか明確になり、御指摘のような誤解をまねく可能性も少なくなるものと考えておりますところ、引き続きより分かりやすい表現となるように努めてまいります。

位置付けに加え、収支予算書が必ずしも超過を許さない性質のものではないことについても、明確にしていきたいと思いますと考えます。 また、「見積もり・目標」としての位置付けをより適切に表現する観点から、「収支予算書」という名称についても、「財務目標」や「財務見通し」等への変更を検討する余地があるのではないかと考えます。 ○第 5 章第 2 節第 1（１）（改定案 p199） 収支予算書における形態別区分等の情報記載について 収支予算書における形態別分類等の記載については、法令上明確に求められているものではなく、また、過去の内閣府メールマガジン（第 223 号）等においても、その記載を推奨する旨の言及はなかったものと認識しております。そのため、今回のガイドライン改正案は、従来の取扱いと比較して大きな方針転換に当たるものと理解してよろしいか示していただきたく存じます。 また、ガイドライン案の 199 ページ後半において、「公益法人のガバナンスが確保されており、十分な情報開示がなされていると認めることができない」との記載がございますが、形態別分類等が収支予算書に記載されていない場合には、改善措置や監督処分の対象となる可能性があるのか示していただきたく存じます。 形態別分類等の記載は法令に基づく義務ではないことから、そ	（○第 5 章第 2 節第 1（１）（改定案 p199）「収支予算書における形態別区分等の情報記載について」について） 制度改正以前は多くの法人が平成 20 年公益法人会計基準の運用指針で提示している正味財産増減計算書の項目に基づいて収支予算書を作成し、結果として形態別分類等の記載が含まれておりました。令和 6 年公益法人会計基準及び運用指針の施行に伴い、形態別区分等を注記において記載することとなりましたが、活動計算書の本表のみを参考に収支予算書を作成する法人が今後登場することが想定されるところです。この点について、収支予算書のひな形・あるべき姿を示してほしいとの要望が寄せられております。このような状況の中で計算書類に関する認定法令や公益法人会計に即した形で透明性のある収支予算書としてどのような内容を記載することが望ましいかを明確化する趣旨で記載したものであり、したがって、法令の要件ではなく強制するものではありません。 また、形態別分類等が記載されていないことのみをもって監督措置を講じることを現時点で想定しているわけではありませんが、収入の見込みが明確な根拠なく明らかに過大である場合や、事業計画書との整合性が取れない場合などは、経理的基礎に疑義があるものとして監督の対象となる可能性があります。
---	--

	の要否や内容については、各法人の予算管理・業績管理の実態に応じて自主的に判断されるべきものと考えます。また、予算作成の段階では会計基準に示されているほどの細かい形態別の金額を示すことに予算管理上の重要性が低い場合もあります。例えば、予算作成時は外部に機器の修理を依頼することを想定し、「修繕費」として計上していた事柄について、事業遂行の過程で消耗品を購入して直轄で機器を修理する方が有利と判断し、「消耗品」として支出するような場合に生じる差異は必ずしも重要性が高いとは考えられません。また、収支予算書に細かい形態別分類を示してしまうことで、予実差異の発生を回避しようとする意識が、そのような柔軟な対応を控える要因となる可能性もあります。このような観点から、当該記載は削除、又は少なくとも誤解を招かないよう表現の見直しをご検討いただくことが適当ではないかと考えます。	具体的な形態別分類等の項目について、会計基準運用指針と完全に一致することを求める記載は行っていないところ、原案のとおりとしますが、御意見も踏まえて、収支予算書に関する情報発信に当たって、誤解を招かないよう留意してまいります。
8	【意見】 公益法人の役員又は主要関係者による詐欺、横領、性犯罪、薬物犯罪その他の重大な法令違反が認められた場合には、公益認定の取消し又は厳格な再審査を行う制度を設けるべきと考えます。 公益法人は高い公益性と社会的信用の上に成り立っており、役員等による重大な法令違反や反社会的行為が発生した場合には、その法人が公益性を維持しているかを改めて審査する仕組みが必要です。 また、被害者保護及び国民からの信頼確保の観点からも、公益	現行制度においては、公益認定法において公益認定を受けることができない欠格事由として法人の理事、監事及び評議員に5年以内に拘禁刑以上の刑に処せられた者等が存在することが定められているところ、公益法人の理事、監事及び評議員が欠格事由に該当するときには公益認定が取り消される仕組みとなっております。 また、公益法人の役員等に重大な法令違反が認められた場合、必要な事実確認等を行った上で、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な場合には、公益認定法に基づき報告徴収・立入検査や勧告等を行うことが可能な他、法人が組織的に不法行為を行い社会的に損害を生じさせるような場合には、これまでも果断に監督を行ってきたところです。

	認定後の継続的な監督体制を強化し、重大な不祥事が発生した際には速やかに調査及び見直しが行われる制度を整備していただきたいと考えます。	公益法人制度への信頼確保の観点からも、公益認定法に違反する事態が生じている場合には適切に監督措置を講じてまいります。
9	【意見】 公益法人の社会的信用を維持するため、役員又は主要関係者による詐欺、横領、性犯罪、薬物犯罪等の重大な法令違反が認められた場合には、公益認定の見直しを行う制度を整備すべきと考えます。 公益法人は国民からの信頼の上に成り立つ存在であり、その運営に重大な問題が生じた場合には、公益性が適切に維持されているかを改めて確認する必要があります。 また、被害者保護及び公益法人制度への信頼確保のため、認定後の監督及び検証体制の強化を求めます。	8に回答のとおりです。
10	○ 現ガイドラインの実施から1年程度で、この様に大きな変更を行うのはなぜか。(公益信託に関する部分は除く。) ○ 現ガイドライン作成の際には、ガイドライン研究会で検討を重ねた上で結論を得たものと理解している。議事録や資料等も適宜公開され非常に丁寧に議論されていた印象だが、今回も	○ ガイドラインについては、社会情勢の変化、判断の蓄積、関係者（公益法人、都道府県、国民、企業等）の要望等を踏まえて、少なくとも年に1回見直しを検討することとなっているところ、関係者の要望等も踏まえて、所要の変更を行うものです。 ○ ガイドラインについては、内閣府公益認定等委員会及び公益法人行政担当室において決定しております。 令和6年の改訂においては、公益認定法の改正に伴い、ガイドラインの全面

同様の方法・手続きが行われたのか（公益法人 information からは、発見することができなかった）。今回の内容は軽微な語句の変更にとどまらず、事務局が恣意的にガイドラインの変更を行おうとしているのではないかと疑義が生じかねない。 ○ 「令和 6 年の（公益法人）制度改革」及び「令和 7 年の制度改革 」との表記が見られるが同一の内容を示しているのか否か判別不明である。 ○ P. 208 収支予算書の作成について、多くの法人が対応に苦慮していると聞く。ガイドラインに合致した収支予算書の作成に資するため、その様式を複数例示していただきたい。 ○ P. 178【財務 3 基準での特定費用準備資金の効果について】と記載されているが、「財務 3 基準 」ではなく、「財務規律」と記載すべきではないか。（p. 169 には「財務規律での効果」と記載されている。） ○ P. 181「果実（配当金等の金銭）」とされている一方、財務規律の計算においては、損益計算書の数値を基礎としている。そのため、例えばアンダーパーで購入した債券に償却原価法を適用した場合、現在の金利状況を考えると利息収入（金銭）と受取利息（利息相当額を含む収益）には大きな乖離（利息収入	的な見直しが必要となり、迅速に実務的かつ専門的な観点から具体的かつ集中的な検討を行う必要があるため、ガイドライン研究会を設置したところです。 今般の改訂についても、都道府県を始めとする関係者の御意見を踏まえて改訂案の検討を行い、公益認定等委員会において、ガイドライン改訂案の複数回の審議を経た上でパブリックコメントを行っており、適切なプロセスを通して改訂を行っております。 ○ 「令和 6 年の（公益法人）制度改正」に統一します。 ○ 収支予算書の様式の例示については、現在内閣府において検討を行っております。 ○ 「財務規律」に修正します。 ○ 御指摘のとおり乖離が生じる可能性が考えられますが、償却原価法（アンダーパーの場合）による有価証券利息に係る中期的収支均衡における取扱いに関して頂戴した御意見につきまして、今後の検討させていただきます。
--	--

	＜受取利息＞ が生じる可能性が高い。 「利息相当額」については、財務規律の計算上何かしら考慮されるべきではないか。	
11	公益認定等ガイドライン改正案 199 頁 15 行目「収支予算書」について意見がある。 改正案によると「収支予算書は、理事会が予算（見積もり・目標）と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用することを想定した書類であり、事業ごとの区別のみならず予実管理等に必要な十分な区分を行うことが適当である。具体的には活動計算書において注記による開示事項となっている、会計区分別及び事業区分別の情報、費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい。」とある。 しかしながら、予算書を形態別の勘定科目で表示することを、公益法人の任意であっても国が推奨することはおかしい。認定法施行規則第 48 条においても、収支予算書に勘定科目別の表示は何ら義務付けされていない。行政手続きの簡素化が改革の趣旨であったのに、その趣旨から国が自ら逸脱しているものである。 法的根拠によらず、公益認定等ガイドラインで規制を副次的に作って、事実上これを公益法人に適用し指導することは、行政指導強化につながるため行うべきではない。	（公益認定等ガイドライン改正案 199 頁 15 行目「収支予算書」について） 制度改正以前は多くの法人が平成 20 年公益法人会計基準の運用指針で提示している正味財産増減計算書の項目に基づいて収支予算書を作成し、結果として形態別分類等の記載が含まれておりました。令和 6 年公益法人会計基準及び運用指針の施行に伴い、形態別区分等を注記において記載することとなりましたが、活動計算書の本表のみを参考に収支予算書を作成する法人が今後登場することが想定されるところです。この点について、収支予算書のひな形・あるべき姿を示してほしいとの要望が寄せられております。このような状況の中で計算書類に関する認定法令や公益法人会計に即した形で透明性のある収支予算書としてどのような内容を記載することが望ましいかを明確化する趣旨で記載したものであり、法令の要件ではなく強制するものではありません。

	公益認定等ガイドライン改正案 30 頁 20 行目 「(3) 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取扱いについて 既存の公益法人の新しい申請書(令和7年4月1日に改訂後の新様式)への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。」「新しい申請書への切替えを行わない公益法人が「公益目的事業の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式によるものとする。」と記載されている。 公益目的事業の種類及び内容について記載した書類の標準化が、遅々として進んでいない。公益目的事業の種類及び内容について記載した書類は、制度改革の最大の柱であるので、例えばガイドラインの改正から5年以内に標準化を順次受け付けるなど、期限を決めて実施しなければ制度改革の趣旨が達成されない。	(公益認定等ガイドライン改正案 30 頁 20 行目について) 申請書の切替えについては一義的には法人の自発的な意思により、変更認定申請によってなされるものであり、行政庁が一律の期限を設定するものではないと考えております。 変更認定の機会が限定的な法人も多いという意見も承知しており、申請書記載事項の簡素化の進め方は今後検討してまいります。
12	【該当箇所】 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(改訂案)」 P.208(PDF スライド番号 219)「2 収支予算書(認定規則第 45	制度改革以前は多くの法人が平成 20 年公益法人会計基準の運用指針で提示している正味財産増減計算書の項目に基づいて収支予算書を作成し、結果として形態別分類等の記載が含まれておりました。令和6年公益法人会計基準及び運用指針の施行に伴い、形態別区分等を注記において記載することとなりました。

条第2号)」に関する記述全体 【意見の趣旨】 当該箇所の記述には、認定規則第48条の規定範囲を超え、法人の実質的な裁量を狭め、事務負担を増大させかねない要素が含まれていると見受けられます。 民間公益活動の自律性に影響を及ぼしうる記述の追加にあたっては、それがどのような有識者会議等における議論や検証を経て提案されたものか、その根拠と検討プロセスが広く開示されることを要望します。 根拠となる議論や客観的な検証プロセスが明らかでない法令外の要件については、慎重な再検討（見直し）が必要であると考えます。 【意見の理由】 1. 検討プロセスおよび客観的根拠の透明性確保 本改訂案における収支予算書に関する記述は、予算科目の取り扱いや予実管理において、認定規則の文言から直接導かれる範囲を超えた実質的な運用の制約を含んでいる懸念があります。公益法人の実務に多大な影響を与えうる記述の追加が、政府の有識者会議等においていかなる議論や課題検証に基づいて提案されたのか、その背景や経緯が広く示されることが望まれます。 2. 法改正の本来の趣旨との整合性に関する懸念	たが、活動計算書の本表のみを参考に収支予算書を作成する法人が今後登場することが想定されるところです。この点について、収支予算書のひな形・あるべき姿を示してほしいとの要望が寄せられております。このような状況の中で計算書類に関する認定法令や公益法人会計に即した形で透明性のある収支予算書としてどのような内容を記載することが望ましいかを明確化する趣旨で記載したものであり、法令の要件ではなく強制するものではありません。 ガイドラインについては、内閣府公益認定等委員会及び公益法人行政担当室において決定しております。令和6年の改訂においては、公益認定法の改正に伴い、ガイドラインの全面的な見直しが必要となり、迅速に実務的かつ専門的な観点から具体的かつ集中的な検討を行う必要があるため、ガイドライン研究会を設置したところです。 今般の改訂についても、都道府県を始めとする関係者の御意見を踏まえて改訂案の検討を行い、公益認定等委員会において、ガイドライン改訂案の複数回の審議を経た上でパブリックコメントを行っており、適切なプロセスを通して改訂を行っております。
---	---

	今回の公益法人制度改革は、「法人の自律性の向上」および「行政手続の合理化」を主眼としていると認識しております。 今回の記述の追加は、こうした改革の主旨と相反する運用を現場に招く恐れがあり、有識者等による十分な合意形成のプロセスを経ずにガイドラインへ織り込まれることについては、手続きの適正性の観点から慎重であるべきと考えます。 3. パブリックコメント制度における情報開示の重要性 広く国民や法人から建設的な意見を募集するにあたっては、「なぜこの要件が必要となったのか」という背景情報や有識者の見解が共有されていることが不可欠です。 一方で、添付資料「【概要】公益認定等ガイドラインの改訂について」には該当する記載が見当たりません。 根拠となる検討プロセスが明らかでないまま法令外の要件が盛り込まれる手法は、手続きの透明性の観点から課題が残るものと考えます。	
13	(89～90 頁) 内閣府として公益法人にアセットオーナー・プリンシプルの受入れを推奨されているようですが、受益者、受益者の最善の利益とは何かなどを分かり易く説明してください。当公益社団法人はアセットオーナーではなく（財産の受託者ではありません）、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを表明する必要はないと考えています。多くの公益社団法人はアセットオーナーでないと思いますが、アセットオーナーではない組織にアセットオーナー・プリンシプルの受入れを推奨され	(89～90 頁について) 当該記述は、資産運用を行う公益法人が、「受益者等の最善の益を追求するための備があることを自ら点検し、それぞれのステークホルダーあるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていくという形でアセットオーナー・プリンシプルを活用することが有益であると考えられることを踏まえ、資産運用を行う公益法人にとって、アセットオーナー・プリンシプルが参考になる旨を示したものであり、全ての公益法人に対して、同ガイドラインの受入れを推奨しているものではありません。同プリンシプルにお

るのであれば、その理由や、受益者は誰か、受益者の最善の利益とは何かなど丁寧な説明が必要と考えます。 また、自律的ガバナンスの充実に向けた取組みの中で、当該公益法人の身の丈に相応しい運用方針の決定、監視の枠組みを定めている場合は、アセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明は屋上屋を重ねかねないので留意が必要と考えます。 （92 頁（ローマ数字 1））2024 年のガイドライン改訂により、当法人では任意で設置している会計監査人の廃止を検討しています。そこで伺いますが外部監査を受けない場合に求められる「経理事務の精通者」には他の組織で監査役/監事を経験した者を含むと理解してよいのでしょうか。また、当該経理事務の精通者が「法人の情報開示にどのように関与するのかの説明」について、どのような説明が求められるのか分かり難いので解説して頂くとありがたいです。 （92 頁脚注 5）「認定令第 6 条に定める基準に達しない法人にあっても、～推奨される」とありますが、基準に達しない法人にあっては、経理事務に充てられる人材の数や負うことができる経費負担に限りがあり、会計監査人を設置した場合に今次会計基準の見直しに伴い新たに作成が義務付けられる会計処理や財務諸表作成を安定的かつ継続的に遂行する負担を負いき	いて明らかにされているとおり、資産運用を行う公益法人において、同プリンシプルについてその趣旨を確認し、十分に検討した上で、その趣旨に賛同し、同プリンシプルを受け入れるかどうか判断することを期待しています。 （92 頁（ローマ数字 1）について） 経理事務の精通者については、ガイドラインに記載のとおり個別に判断することとなりますが、他の組織における監査役や監事の実験についても、一般論としては経理事務の実験に含むものと考えられます。 また、「法人の情報開示にどのように関与するのかの説明」については、計算書類その他の財務関係の情報の作成・開示にどのような職責で携わるかを説明するものと考えております。御指摘を踏まえて、以下のとおり注釈を追加することとします。 「具体的には計算書類その他の財務関係の情報の作成・開示にどのような職責で携わるかを説明する。」 （92 頁脚注 5 について（1、2 点目）） 公益法人の情報開示の適正性及び透明性の向上の観点から、会計監査人の設置については有用であると考えており、原案のとおりとします。なお、本記載については、法令上、設置義務の要件を満たしていない法人において、会計設置人設置に伴う法人運営上の負担と比較衡量の上で、法人において判断を行うことを当然妨げるものではありません。
--	--

	れないと考えています。法令は、こうした個々の公益法人の状況に配慮して、規模に応じて基準が設置されていると理解しています。基準に応じ、組織の資源を勘案して外部監査の扱いをどのように決めるかは、個々の組織のガバナンスとして決めることであり、ガイドラインにおいて「推奨」とされるのは、法令の趣旨と合わず、バランスを欠いているように思われます。任意で会計監査人を設置した場合の費用対効果（メリット、デメリット、次のコメント参照）を示し、「組織の実情に応じ適切な対応が求められる」といった内容が考えられますが、如何でしょうか。 （92 頁脚注 5）「なお、会計監査人を設置しなければならない法人以外の場合は、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことも可能である」を「なお、会計監査人を設置しなければならない法人以外の場合は、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことも可能であるが、任意で会計監査人を設置した場合は資産除去債務に係る会計処理、税効果会計、資産及び負債の注記（財産目録を作成している場合に限る）、賃貸不動産の時価等に関する注記、固定資産の減損会計（原則法）、退職給付会計（原則法）、収益認識基準（原則法）、財務規律適合性に関する明細（附属明細書）は適用されるので留意が必要である」など任意で会計監査人を設置した場合の負担増加についても記載するのが公平だと考えます。なお、218 頁に附属明細書に関する記述はありますが、断片的な記載ではなく纏めて記載するのが親切と考えます。	
--	---	--

(208 頁丸 2) 予実管理はガバナンスの問題ですので、予実管理の方法は各法人の判断に委ねるのが筋であると考えます(収支予算書そのものを使用するとは限りません)。ガバナンスにおける予実管理の重要性の啓蒙、予実管理に資する仕組みやツールなどを内閣府が紹介してくださるのがよいのではないかと思います。 (208 頁丸 2)「会計区分別及び事業区分別の情報、費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい」とあります。「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で開示」とする財務諸表の表示に関する基本コンセプトからすると、収支予算書でも、活動計算書同様に費用の形態別区部の情報は注記を設けて記載することとなるのでしょうか(事務負担が増します)。また、形態別区分の情報については、費用に限定する必要はないと思います。 (208 頁丸 2) 収支予算書の指定純資産の部と一般純資産の部の区分について、現行では「指定純資産の部と一般純資産の部	(208 頁丸 2 について (1 点目)) 制度改正以前は多くの法人が平成 20 年公益法人会計基準の運用指針で提示している正味財産増減計算書の項目に基づいて収支予算書を作成し、結果として形態別分類等の記載が含まれておりました。令和 6 年公益法人会計基準及び運用指針の施行に伴い、形態別区分等を注記において記載することとなりましたが、活動計算書の本表のみを参考に収支予算書を作成する法人が今後登場することが想定されるところです。この点について、収支予算書のひな形・あるべき姿を示してほしいとの要望が寄せられております。このような状況の中で計算書類に関する認定法令や公益法人会計に即した形で透明性のある収支予算書としてどのような内容を記載することが望ましいかを明確化する趣旨で記載したものであり、今般の改訂については予実管理に資する仕組みの紹介につながると理解しております。 (208 頁丸 2 について (2 点目)) 収支予算書については、会計基準(決算書)における本表と注記というような関係はないため、収支予算書(本表)として表示することを想定しておりますが、注記によって表現することも否定されるわけではありません。 また、活動計算書では事業費について活動別の分類表示となっていることから「費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい」としたものです。 (208 頁丸 2 について (3 点目)) 御指摘の記載について、指定純資産と一般純資産の区分表示を明確化するこ
---	---

	に分けるなど更に細目を設けることができる」から、「指定純資産の部と一般純資産の部に分けるなどの細目を定めるものと考えられる」との規定に変わっています。指定純資産の部と一般純資産の部の区分表示が任意適用から強制適用に変更されたと理解するのですが、その理由を教えてください。また、収支予算書のひな形もお示しください（前回のパブリックコメントへの回答では「収支予算書は各法人において作成されるものであり、行政庁への提出を求めるひな形をお示しする予定はありません」とのことでしたが、今回は内閣府が書式に関して一層積極的に関与される意思を感じますので）。	とは、指定純資産の活用における透明性を確保し受託者責任を履行していることを示す上で重要であると考えております。ただし、この区分については、全ての法人に強制的に表示を求めるものではありません。また、ひな形の提供については、内閣府において検討を行っております。
14	公益認定等ガイドライン全般（公益法人の継続的な運営及び公益法人への情報提供の在り方） 【意見】 公益認定等ガイドラインの改訂事項そのものではありませんが、公益法人の公益目的事業を支える資金循環の仕組みに重大な影響を及ぼす制度変更が行われる場合には、その影響を十分に検証するとともに、公益法人に対する丁寧かつ積極的な情報提供及び周知について、ガイドラインの運用に反映していただきたいと考えます。 【理由】 当法人は、奨学金給付事業を唯一の公益目的事業として実施している公益財団法人です。収益事業で得た利益を公益目的事業	ガイドラインの記載事項ではない税制なども含め、公益法人の皆様に影響する制度改正等については、御意見も踏まえ、メールマガジン等の様々な手段を活用して情報発信に務めてまいります。 なお、御指摘いただいたみなし寄附金の損金算入限度額については、法人において影響が生じている事例があることも踏まえ、どのような対応が可能か、検討してまいります。

	の原資として活用し、長年にわたり奨学金事業を継続してきました。 しかし、令和6年度税制改正によるみなし寄附金の損金算入限度額の見直しにより、収益事業から公益目的事業に振り替えた額について、みなし寄附金として損金算入できる限度額が見直された結果、前年と同程度の事業規模を前提とすると法人税負担が前年 26 万円から 515 万円へと急増しました。 増加した約 489 万円は、当法人が支給している奨学金に換算すると、約 40 人分の 1 年間の給付額（1 人当たり月額 1 万円、年間 12 万円）に相当します。これは、本来であれば約 40 人の学生に給付できた奨学金の原資が失われることを意味しており、公益目的事業の規模や継続性に直接影響を及ぼすものです。 少なくとも当法人のように、収益事業の利益を公益目的事業の原資として継続的に活用している法人にとっては、今回の見直しは資金循環の在り方に大きな影響を及ぼすものです。 また、この制度変更については、少なくとも当法人においては、その重要性を十分に認識できる情報提供があったとは言えませんでした。公益法人向けメールマガジン等でも十分な説明がなく、実務担当者に広く認識されていたと言い難い状況であったと感じています。 公益法人制度は、公益目的事業を継続的かつ安定的に実施できることを前提として成り立っています。今後、公益法人の運営に重大な影響を及ぼす制度変更を行う場合には、公益法人の実態を踏まえた影響検証を行うとともに、分かりやすい解説資料	
--	---	--

	の公表、メールマガジンによる周知及び説明会の開催等、十分な情報提供を行っていただきたいと思います。 あわせて、公益法人が将来にわたり安定的に公益目的事業を継続できるよう、制度設計に当たっては、公益法人の運営実態を十分に踏まえて検討していただきたいと思います。	
15	p24 第2章第1節第1マル6 【意見】 以前も議論になった個所（改訂箇所ではありません）ですが、営利事業と類似する事業について「社会的サポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること」を求めることには依然として疑問を感じる。 【理由】 前段の記述から、営利事業と同種の事業を行う場合は、ある種の先駆性を有することが、公益目的事業の「要件」となるかのように読めます。たしかにこれは公益法人に「期待」されることではあるでしょうが、「要件」に近い形で扱うのはやはり行きすぎであろう。 p41～ 第2章第3(6)マル2「寄附」事業(導管寄附) 【意見】 いわゆる「導管寄附」について、内容として容認の幅を広げるような印象に見直されている。 「公益性を損なうことのないように」との文脈となっているが、実務的には、寄附者側が助成先を決め打ちで決定し、かつ、税務上のメリットを受けるといった、いわば制度の濫用的な扱いともいえる指定寄附の拡大につながらないか懸念がある。 【理由】 制度の濫用につながらないか	(p24 第2章第1節第1マル6について) 御指摘の点について、ガイドラインに記載しているとおり、「公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されている」ことも踏まえ、「公益目的事業としての特徴」を求めているところであり、原案のとおりとします。 なお、ガイドラインの脚注でも記載のとおり、具体的な運用状況を踏まえ、更なる見直しの必要性について検討は今後行う予定です。 (p41～ 第2章第3(6)マル2「寄附」事業(導管寄附)について) 「導管寄附」については、御指摘のような懸念がある点は承知しているところ、今般の改訂では公益法人制度の趣旨に即さない導管寄附が行われることがないように制限する観点からも特に留意すべき事項を明確化しているところであり、新しく容認する対象を広げるものではありません。

p 43～44 第 2 章第 4(2) 現行法人の移行措置について 【意見】(1)「基本的考え方」において、申請書記載事項に変更がある場合であっても、「(i) (ii) (iii)」は届出となるとされている。 この(i)～(iii)の変更は、変更届として扱ってよいとすると、この(i)～(iii)の申請書記載事項の簡素化を行うにはどうすればよいかをご教示いただきたい。 また、上記(i)～(iii)の場合も、旧様式の申請書記載事項を使って変更届を提出するという理解で良いのか確認したい。 さらに、事業計画等に関する定期提出書類の「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」に上記(i)～(iii)の変更届の内容を無条件に反映しても良いのかどうか確認したい。 (2)「現行法人の移行措置について」において、「申請書に細かく記載を置いている法人については、次に掲げる事項について（マル1～マル3は）、・・・、変更届出事項として取り扱う」とされている。 この上記マル1～マル3は、変更届出事項について、届出化する範囲を追加・拡大するものとして、内閣府総理大臣の定めと解釈したものであると理解してよいか確認したい。 また、上記マル1～マル3の変更届を作成・提出する場合、旧様式の申請書記載事項を使って変更届を提出するという理解で良いのか確認したい。 さらに、その場合、事業計画等に関する定期提出書類の「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」には変更届の内容	(p 43～44 第 2 章第 4(2) 現行法人の移行措置について) ((1) について) ガイドライン第 2 章「第 4 変更認定事項と変更届出事項」(1) 基本的考え方に記載しているとおり(i)～(iii)については変更届出事項としておりますが、申請書記載事項の修正・簡素化については、変更認定申請が必要となります。 なお、(i)～(iii)の場合については、旧様式を現在使用している場合には、旧様式を使用し、新様式を使用している場合には新様式を使用することになります。また、事業計画等に関する定期提出書類の「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」には変更届出の内容を反映することができます。 ((2) について) 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成二十年四月内閣府公益認定等委員会策定）で定める各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合」（令和 6 年内閣府告示第 139 号 1（5））に該当します。 なお、変更届出を提出する際には、旧様式（その時点で使用している様式）を使って提出することとなります。 また、事業計画書提出時に提出する「当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類」にも変更届出の内容は反映することとなります。
---	--

を反映しても良いのかどうか確認したい。 【理由】令和7年4月1日以降に提出する事業計画等に関する定期提出書類から、「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等（認定規則第45条第4号）」が必要となり、かつ当該書類は「事業の概要」として一般公開されている。しかしながら、旧様式の記載内容をブラッシュアップしたいときの手続について行政庁側から発信される情報が複雑で十分に理解が浸透していないように思われることから、左記の質問を行うものである。 また、公益認定法施行規則第9条第3号ロに定める「当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合」について、令和6年内閣府告示第139号とガイドラインの記載ぶりととの関係が理解できにくいため、ご教示いただきたい。 p44 第2章第4(2) 現行法人の移行措置について 【意見】「なお、複数の公益目的事業を実施している公益法人が公益目的事業について変更申請を行う場合には、当該法人の公益目的事業全体について、・・・、申請書記載事項を簡素化することができる。」との記載が追加され、このこと自体は賛同できるものである。 しかしながら、変更認定申請を行う機会がない或いは少ない法人の場合には、長期間にわたり、旧様式のままであり、また申請書記載事項を簡素化することができない。 このため、「様式変更や申請書記載事項の簡素化すること」自	(p44 第2章第4(2)「現行法人の移行措置について」について) 申請書記載事項の簡素化については、簡素化の際の表現によっては、認定を受けている事業の公益性に影響を与える変化が生じる可能性を排除することが困難であり、変更届出事項とすることは適切ではないと考えられます。 しかしながら、申請書記載事項の記載内容をアップデートしたいというニーズが存在するという御意見も踏まえて、申請書記載事項の簡素化の進め方は今後検討してまいります。
--	---

体を変更事由として、変更申請できるように検討いただきたい。また、新様式への切り替えを、変更届出の機会に行うことも検討頂きたい。 制度趣旨に沿った運用の早期定着を望むものである。 【理由】「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」の記載内容が移行認定時の十数年前のままの公益法人も一定数あるところである。 そのような公益法人においては、申請書記載事項の記載内容をアップデートしたいというニーズが存在すると思われる。 様式変更と簡素化という、制度趣旨に従った運用が、より早く可能になるようご検討いただきたい。 p 60～62 第 2 章第 2 節第 1 (13)出資 【事業の留意点】 p 77 第 2 章第 3 (13)出資のチェックポイント 【意見】「出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。」とされているが、この「適切に対応できる仕組み」とは、どのような仕組みを想定しているのが、ご教示いただきたい。 また、細かな点になるが、出資のチェックポイントにある「出資に関する規程」「出資業務規程」はこの違いが不明であり、規程等で定めがあればよいと考えるがどうか。 【理由】事例が少ないものの、「出資」について、そのチェックポイントを確認するものである。 p64 第 2 章第 2 節第 1 マル 2(14)助成(応募型)	(p 60～62 第 2 章第 2 節第 1 (13)出資 【事業の留意点】 p 77 第 2 章第 3 (13)「出資のチェックポイント」について) 例えば、出資先が、出資条件に違反する行為を行った場合には、出資を引き揚げる（保有株式の全部又は一部を発行会社又は経営株主に買い取らせる）契約を締結することなどが考えられます。 また、書類・証憑類の名称に関わらず、判断要素で示している内容について定めがあれば、差し支えありません。 (p 64 第 2 章第 2 節第 1 マル 2(14)助成(応募型)について)
--	---

【意見】改訂箇所ではないが、助成については、公募はオプションのひとつに過ぎず、非公募の形態も、公益目的事業として十分ありうることを明確にしてほしい。 【理由】応募を前提としない助成については、非該当事業のチェックポイントによって判断する旨述べられていますが、そこ（p71）にも同様に「受益の機会が一般に開かれているか」というチェックポイントが掲げられていますので、結局非公募助成は公益性を認められない可能性があるのではないかと懸念します。 P75 表の（7）技術開発・研究開発のマル1の（注） 【意見】当該マル1の（注）は、マル2の（注）と思われる。 【理由】改訂箇所ではないが、（6）の調査、資料収集と合わせた方が良いので。 p86 第3章第1・イ経理処理・財産管理の適正性（資産運用としての株式保有等について） 【意見】こうした取り組みに当たっては、「アセットオーナー・プリンシプルを参考にすることが有用である。」「また、こうした取組を対外的に示すため、アセットオーナー・プリンシプルの受入を表明することも考えられる。」との記載が追加されたが、大規模法人であれば該当すると考えられるものの、公益法人の大多数を占める中小規模法人にとってはハードルが高いと考えられる。「大規模法人等においては・・・」の記載を追加する等、検討いただきたい。	受益の機会が開かれているか否かは、公益目的事業の内容に即して実質的に判断する旨はガイドラインにおいても明らかにしており、受益の機会が開かれているとする際に公募が必須の要件ではありません。非公募型の助成も含めてチェックポイントの拡充については、公益認定の事例の蓄積を踏まえて検討してまいります。 （p75 表の（7）技術開発・研究開発のマル1の（注）について御指摘のとおり修正することとします。 （p86 第3章第1・イ経理処理・財産管理の適正性（資産運用としての株式保有等について）について） 御指摘を踏まえて、「資産運用の規模や運用資金の性格等を踏まえつつ」と追記することとします。
--	--

【理由】アセットオーナー・プリンシプルについての記載ぶりである。 p 99～100 第 3 章第 1(13) マル 2 役員等の報酬等の支給 ア 支給の基準について (iii) 報酬等の区分、額の算定方法、支給の方法及び支給の形態 ○ その額の算定方法 【意見】 p 100 記載の「例えば、役職に応じた一人当たりの上限額を定めたうえ、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については社員総会（評議員会）が決定するといった規定は、許容される（中略）。一方、社員総会（評議員会）の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定（中略）では、 どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、公益認定基準を満たさないものと考えられる。」とある。 この後段の「一方、」以降の記述について、脚注 21 や FAQ 問 2-3-7 の記述と比較したときに分かりにくいため、具体的に何が不十分なのか、脚注 21 や FAQ 問 2-3-7 で認められている方法にするためにはどのように改善すればいいのか、丁寧に記載していただきたい。 （参考）FAQ 2-3-7 の 2 (1) 略 (2) 「社員総会または評議員会においては、報酬等の総額を定	（p 99～100 第 3 章第 1(13) マル 2 役員等の報酬等の支給 ア 支給の基準について (iii) 報酬等の区分、額の算定方法、支給の方法及び支給の形態 ○ 「その額の算定方法」について） ガイドライン本文において基本的な考え方を示しており、脚注や FAQ において具体的な方法等を示しているところですが、御意見も踏まえて、分かりやすい情報発信の在り方を引き続き検討してまいります。
--	--

めることとし、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法の 2 通りがあり得ます。」（一般社団・財団法人法第 89 条及び第 105 条）（以下略） 【理由】 今般の公益認定等ガイドラインの改訂箇所ではないが、公益認定等ガイドラインの左記記載の意味についてかねてから疑問があったため。 p 101～103 第 3 章第 1(13) マル 2 役員等の報酬等の支給 ウ 「不当に高額」と考えられる報酬等について 【意見】 改訂箇所ではないが、昨今の物価上昇・人件費の上昇や、役員の責任に見合う報酬を支給し高度な人材を確保する等の観点から、公益認定時に決定した役員報酬額から増額しようとする場合、一義的には各公益法人内の適切な意思決定や情報開示などの自律的ガバナンスに委ねられているという理解でいいのか？ つまり、行政庁は、役員等の報酬基準の変更届の内容の確認や、定期提出書類における役員報酬の水準等に疑念がある場合に、事後的に必要な監督措置を講ずるというスタンスになるのか？確認したい。 【理由】 公益認定後に役員報酬規程等の見直しをするときの行政庁の監督のスタンスを確認したい。 p 104～105 第 3 章第 1(14) 理事、監事の外部からの選任 ○ 「子法人」、「業務執行理事」、「社員」、「設立者」について	（p 101～103 第 3 章第 1(13) マル 2 役員等の報酬等の支給 ウ 「不当に高額」と考えられる報酬等について）について） 御指摘のように、昨今の物価・人件費の上昇等を踏まえた役員報酬の増額改定を多くの法人で検討することが見込まれるところ、役員報酬については、法人の適切なガバナンスの下で決定されるべきものであることは、ガイドラインで明らかにしています。 その上で、提出された役員等の報酬基準の内容や、定期提出書類における役員報酬の水準等に疑念がある場合には、必要に応じその趣旨等について確認した上で、監督措置の可否を検討していくことになります。 （p 104～105 第 3 章第 1(14) 理事、監事の外部からの選任 ○ 「子法人」、「業務執行理事」、「社員」、「設立者」について）について）
--	--

【意見】P105 上から 3 つ目の黒ポチ「・設立者とは、法人法第 153 条の規定に基づき定款に記載のある設立者を指す。対象の一般財団法人が、旧民法第 34 条の規定に基づき設立された法人で、行政庁の認定又は認可を受けた公益法人又はいわゆる移行法人等である場合は、旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しない。」と記載がある。 この「旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しない。」の記載はあくまでも外部理事・外部監事を想定した取り扱いであり、公益認定法第 5 条第 3 号で特別な利益供与が禁止されている財団法人の設立者に準用することは慎重であるべきだと理解しているが、その理解で良いか、確認したい（その旨ガイドラインに補足追記してはどうか）。 公益財団法人の設立者は、外部理事・外部監事の要件以外にも、公益認定法第 5 条第 3 号において特別な利益供与を与えてはならないとされている設立者や、令和 6 年公益法人会計基準の関連当事者の範囲にも関係している。 設立者を特定できない（断言できない）が、法人の成り立ちや法人名等から設立者をある程度推測できる場合も多く、設立者を特定できない（資料上明確でない）ことをもって安易に公益認定法第 5 条第 3 号の対象者や会計基準上の関連当事者ではないとするのは避けた方が良いと考える。	御指摘の点について、認定法の趣旨を踏まえると、特別な利益の供与の禁止の対象を安易に狭く解するべきではないと考えますが、他方で理事等の選任と比べて、実務上取引相手の確認が難しい事例も存在することが想定されるところ、記載については引き続き検討してまいります。
---	--

【理由】今般の公益認定等ガイドラインの改正箇所ではないが、公益認定等ガイドラインの「旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しない。」との記載が独り歩きするのを避ける必要があると考える。 p 146 第 5 章第 1 節第 1 (2) 中期的収支均衡の判定方法 脚注 4 【意見】P146 脚注 4 の「公益目的事業会計において、事業廃止等により例外的に指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を加算する。」について、以下、確認したい。 指定純資産に区分される財産（土地や有価証券等）について、財源不足等のやむを得ない理由で売却した場合で、例外的な指定純資産から一般純資産への振替が行われる場合があるとの理解の上で（売却に伴い指定の解除があったと判断した場合）、このような有価証券等の売却に伴う振替の時でも、脚注 4 の取扱いが適用されるのか？ 有価証券等の売却損益は中期的収支均衡の剰余金の算定に含めないと理解しており、その取扱いとの整合性を確認したい。 （事例） （1）売却益の場合 ・ 簿価 100 の有価証券を 150 で売却（売却益 50 発生） ・ 一般純資産に売却代金の全額 150 を振替えた場合 →この場合、簿価相当額 100 は脚注 4 に従って中期的収支均衡の剰余金に加算してよいと考えるが、売却益相当額 50 は、有価証券の売却損益の扱いとの兼ね合いを鑑みると、加算しない	（p 146 第 5 章第 1 節第 1 (2) 中期的収支均衡の判定方法 脚注 4 について） 例外的な指定純資産から一般純資産への振替が行われる場合（指定された内容を踏まえて売却に伴い指定の解除があったと判断した場合）、当該有価証券等の振替は、脚注 4 の取扱いは適用されと考えられます。 （通常の算定方法） 有価証券等の売却損益は指定純資産の部の収益として計上され、売却価額が中期的収支均衡の剰余金の算定に含められると考えます。
---	---

方が良いのではないかと？ (2) 売却損の場合 ・ 簿価 100 の有価証券を 90 で売却（売却損 10 発生） ・ 一般純資産に売却代金の全額 90 を振替た場合 →この場合には振替額の 90 を剰余金に加算すればよいと考える。 【理由】 今般の公益認定等ガイドラインの改訂箇所ではないが、かねてから疑問であったのと、事例としてはあり得ると考えられるため。 p 152 第 5 章第 1 節第 1 脚注 13 【意見】 特例算定方式の場合の「公益目的事業会計において、事業廃止等により例外的に指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を加算する。」の解釈についても、p146 脚注 4 に関する確認と同様でよい。 【理由】 p146 脚注 4 に関する意見の理由と同様 p 173 第 5 章第 1 節第 3(2) 使途不指定財産額の算定 【意見】 p 173 上から 2 つ目の丸 「○また、当該財産の果実は、継続して使用する性質のものではないため、公益目的事業財産ではあるが、公益目的保有財産に該当しないことに留意する。」について、以下、確認したい。 国・地方公共団体等の補助金を財源に、〇〇基金等の名称で、継続的に運用益を公益目的事業に使用するとともに必要に応	(p 152 第 5 章第 1 節第 1 脚注 13 について) 特例算定方式では中期的収支均衡の算定において資金ベースで考えますが、この場合も有価証券等の売却損益は指定純資産の部に計上され、その売却価額で指定純資産から一般純資産に振り替えられ、全額が中期的収支均衡の剰余金の算定に含められ脚注 13 の取扱いは適用され则认为します。 (p 173 第 5 章第 1 節第 3(2) 使途不指定財産額の算定について) 果実に使途の縛りがある場合にも、公益法人制度上は果実は控除対象財産には該当しません。その上で、果実の使途に応じて、公益目的充実資金の積立てや公益目的保有財産（金融資産）の取得（剰余額の解消策）により、改めて控除対象財産に組み込むことは可能です。
---	---

じ公益目的事業に充てるために取り崩す公益目的保有財産（金融資産）を有する場合で、当該基金に果実は補助金要綱等により〇〇基金に繰り入れることが義務付けられ、目的外に使用することが禁止され、公益法人が自由に使用処分できない場合がある。 最終的には補助金要綱等を踏まえた個別判断になると考えるが、国・地方公共団体等の補助金要綱等で果実の使途が縛られており、公益法人側に自由に使用処分できない果実であれば、使途不特定財産とはいえず、形式上は果実ではあるが、控除対象財産として扱う余地もあると考えて良いか？ 【理由】補助金要綱等で果実に使途の縛りがあるにもかかわらず、果実により使途不特定財産が増えるのであれば、受取利息を低く抑えた方が良いというようなインセンティブが働き、結果として公益活動を阻害するリスクもあるので p 173 第 5 章第 3 ア公益目的保有財産 【意見】「継続的に運用益を公益目的事業に使用するとともに必要に応じ公益目的事業に充てるために取り崩すことができる旨を定めた上で、指定純資産として受け入れた財産については、公益目的保有財産として取り扱う。」については賛同するが、その情報開示の方法については、法人に任せること（＝法人自治）としていただきたい。 ガイドライン改定案には、「指定寄附資金と同様に情報開示を行う」とあり、「例えば、当該財産の使途の指定及び毎年度の財産の状況（増減及び使用内容）について HP 等において公表す	（p 173 第 5 章第 3 ア公益目的保有財産について） 令和 6 年会計基準では、指定寄附資金について、指定純資産の内訳と増減額及び残高、指定純資産のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込みが損益計算書の注記事項とされています。したがって、財務諸表の一環として損益計算書の注記についても HP 等での公表方法（又は手段）も想定されるものと考えており、公表として HP を例示することが著しく法人の実務と乖離するものではないと考えております。
---	--

るなど。」とされているが、これでは、HP 等において詳細を公表することが実質的に強制されることにつながりかねない。例示をあげるのであれば、HP での公表以外の方法、公表内容について望ましいと考えられるものを記載いただきたい。 【理由】「指定寄附資金と同様に情報開示を行う」とされているが、指摘寄附金について「当該財産の使途の指定及び毎年度の財産の状況（増減及び使用内容）について HP 等において公表する」という実務は想定されていない。 また、本件について、情報開示方法をガイドライン＝法令解釈で限定的に示されることは、法人の負担増につながりかねず、開示の方法等は法人自治に任せることとしていただきたい。 p 173 第 5 章第 3 ア公益目的保有財産 脚注 37 【意見】「寄付者による使途の指定により、一定の期間内に全額費消することが予定され、継続的な使用を前提としない財産については、公益目的保有財産ではなく指定寄附資金として取り扱う。」とされているが、このこと自体は賛同できるものである。 しかしながら、新たに追加された脚注 37 の記載については、「一定の期間内に全額費消することが予定され」を、ガイドライン本文 173P の内容と平仄をとり、「相当の期間内に費消される見込みがある」に修正いただきたい。 「一定の期間」と「相当の期間」、「期間内に全額費消することが予定され」と「期間内に費消される見込みがある」は、異なると考えられる。	（p 173 第 5 章第 3 ア公益目的保有財産 脚注 37 について） 御指摘の 173 ページは 175 ページの誤りと思われませんが、御意見のとおり修正することとします。
---	---

【理由】指定寄附資金については、ガイドライン 175P に「当該資金が相当の期間内に費消される見込みがあることが求められる。」とあり、定義を同じにしていきたい。 p 173 第 5 章第 3・ア公益目的保有財産 脚注 38 【意見】新たに追加された脚注 38 に、「中期的収支均衡における剰余額の解消策である「公益目的保有財産の取得又は改良」（認定規則第 17 条第 1 号）として、一般純資産の剰余額で金融資産を購入し、指定純資産として受け入れた当該金融資産の積み増しにあてることができない。」とされているが、この理由と、積み増しでなければよいのかどうかについて、をご教示いただきたい。 なお、「当該金融資産の積み増しにあてることができない。」では、文意が不明と思われる。 「中期的収支均衡における剰余額の解消策である「公益目的保有財産の取得又は改良」（認定規則第 17 条第 1 号）として、一般純資産の剰余額で金融資産を購入したときは、当該金融資産は一般純資産に区分される公益目的保有財産に該当する。当該金融資産が指定純資産として受け入れた金融資産の運用益由来の剰余金で購入した場合でも、当該金融資産は財源において元の資産とは区別される」という意味と理解してよいのか？ 【理由】当該金融資産の積み増しにあてることができない旨が、法解釈として規定されているが、この理由を確認するものである。	（p 173 第 5 章第 3・ア公益目的保有財産 脚注 38 について） 注 38 については、公益目的保有財産は一般純資産、指定純資産、負債のいずれも財源となり得ることから、混合財源による公益目的保有財産も想定されますが、指定純資産である当該（必要に応じ取り崩す）財産に一般純資産の剰余額を積み増すことができることになると、中期的収支均衡の制度趣旨から適切でないことから、このように記載しています。剰余額の解消策として公益目的保有財産（金融資産）を取得する場合は、取崩しを前提としない公益目的保有財産として区分し、別途管理していくことになります。また、御質問があったことを踏まえて脚注の内容も上記の趣旨が伝わるよう修正します。
---	---

p 199 5 章 2 節第 1 マル 1 事業計画書 【意見】「事業計画書においては、法人の業務執行の方針を示し、法人の経営判断について説明責任を果たすことが求められ、当該事業年度における事業の計画に留まらず、中長期的な事業の方針や、公益目的事業の質の向上を図るための取組（ガバナンスの充実や透明性の向上の取組を含む。）についても記載することが望ましい。」は望ましい記載例として賛同するが、「例えば、公益目的事業のインパクト測定・マネジメントを実現することとし、計画時点から事業を取り巻く環境を踏まえた戦略を策定し、KPI を設定することが考えられる。」の例は、公益法人における事業計画書に記載すべき事項として重要なものとは言えず、唐突感が否めないと思われる。例えば以降の表現を修正いただくか、削除いただくことを検討いただきたい。 【理由】公益目的事業のインパクト測定・マネジメントについては好事例として紹介するにとどめるべきであると考えられる。「例えば」という記載ぶりであるとしても、公益認定等ガイドラインにふさわしい例示であるとは判断されない。 p 199 5 章 2 節第 1 マル 2 収支予算書 【意見】「収支予算書は、理事会が予算（見積もり・目標）と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用することを想定した書類であり、事業ごとの区別のみならず予実管理等に必要な区分を行うことが適当である。具体的には活動計算書において注記による開示事項となっている、会計区分別及び事業区分別	（p 199 5 章 2 節第 1 マル 1 事業計画書について） 公益目的事業の質の向上を図るための取組としてどのような取組をすべきかについては、具体的な例示を希望する要望もあるところ、インパクト測定・マネジメントについては、定量的・定性的な事業のインパクトを明確化し、事業の質の向上と、それに伴う更なる社会支援の獲得にもつながる重要な取組であり、法人の実情に応じた方法で積極的に取り組んでいただきたいと考えております。引き続きより良い事例があれば、記載の拡充に取り組んでまいります。 （p 199 5 章 2 節第 1 マル 2 収支予算書について） 制度改正以前は多くの法人が平成 20 年公益法人会計基準の運用指針で提示している正味財産増減計算書の項目に基づいて収支予算書を作成し結果として形態別分類等の記載が含まれていたところ、令和 6 年公益法人会計基準及び運用指針の施行に伴い、形態別区分等を活動計算書の注記において記載することとなっているところ活動計算書の本表のみを参考に収支予算書を作成する
--	--

の情報、費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい。その上で、各法人において、指定純資産と一般純資産の部に分けるなどの細目を定めるものと考えられる。」あるが、この記載ぶりをあらためていただきたい。この記載ぶりでは、実質的に収支予算書の記載を強制されるように受け止められる。 【理由】収支予算書に記載すべき事項については様式の定めがないとの理解である。 望ましい姿、ベストプラクティスとして、であれば理解できるが、公益認定等ガイドラインにふさわしい例示であるとは判断されない。 p 201 第 5 章第 2 節(1) マル 4 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類 【意見】 p 201 上から 2 行目後段 「(中略) したがって公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容については、行政庁に提出した最新の変更認定又は変更届出の申請書記載事項を踏まえて記載する。(以下略)」について、令和 7 年 3 月 31 日以前に公益認定（移行認定を含む）を受けた公益法人で、令和 7 年 4 月 1 日以降に「旧様式」で「変更届」を提出している場合も、公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容を最新の変更届（旧様式）から無条件に作成してよいのか？確認したい。 【理由】令和 7 年 4 月 1 日以降に提出する事業計画等に関する定期提出書類から、「公益目的事業の種類及び内容を記載した	法人が今後登場することが想定されるところです。このような状況の中で収支予算書としてどのような内容を記載することが望ましいかを明確化する趣旨で記載したものであり、法令の要件ではなく強制するものではありません。 （p 201 第 5 章第 2 節(1) マル 4 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類について） 令和 7 年の制度改正以前に公益認定を受けている法人が申請書に事業の実績等を記載している場合には、該当する記載について削除するほか、最新の事業の実績等を反映させることができることとなります。この場合、事業計画書等の提出時に公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等を直接修正いただいて差し支えありません。
--	--

書類等（認定規則第 45 条第 4 号）」が必要となり、かつ当該書類は「事業の概要」として一般公開されている。 一方で、「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」の記載内容が移行認定時の十数年前のままの公益法人も一定数あるところである。 そのような公益法人においては、申請書記載事項の記載内容をアップデートしたいというニーズが存在すると思われる。 しかしながら、旧様式の記載内容をブラッシュアップしたいときの手続について行政庁側から発信される情報が複雑で十分に理解が浸透していないように思われるため。 p 231 第 6 章第 3(1)点検調査の実施方針 【意見】3～5 年程度に一度のサイクルとする場合として、 「例えば、活動が停滞している法人（特に一定以上の財産を保有している場合）、後日のサービス提供のために前払いで多額の資金を集めている法人など」が示されているが、この記載ぶりでは、必要性や予見可能性の判断に迷うと考えられる。このため、表現ぶりを、趣旨が明確になるようあらためていただきたい。 一方、「関係者の高齢化等により活動が停滞している法人」という表現が削除されたことは適切である。 【理由】法人のガバナンスの状況や事業内容等を踏まえて 3～5 年程度に一度のサイクルとすることが考えられる例示であるが、「活動が停滞している法人」に続く「特に一定以上の財産を保有している場合」や、「前払いで多額の資金を集めている法	（p 231 第 6 章第 3(1)点検調査の実施方針について） 御指摘の記載は、これまでの監督事例等を踏まえ、不適切な運営等が行われた場合に、リスクが大きいと考えられる事例を挙げたものです。 ガバナンス不全により活動が停滞することがあり、一定以上の財産を有している法人において不適切な財産管理が行われた場合の被害が大きくなります。また、前払いで多数の者から集めた資金が将来の活動の原資として適切に管理されていない場合には、サービスを受けられない多数の被害者が生じる可能性があります。
--	---

【意見】公益法人が公益信託を受託者として実施する場合、公益目的事業と位置付けるべきと思料する処、敢えて収益事業も可能とする理由は何か。 仮に、相当な理由があるとしても、当該理由が妥当する状況は限られると思われる処。したがって、原案「公益法人としての業務内容等に応じて公益目的事業又は収益事業として実施することになる。」を、「公益法人としての業務内容等に応じて、原則として公益目的事業として実施することになる。」に変更することを検討いただきたい。 【理由】公益法人が公益信託の受託者になる場合、公益信託事務を、公益法人制度上の公益目的事業とすると、法人税非課税扱いとなるが、一方、公益法人制度上の収益事業とすると、法人税法上の 34 業種に該当すれば課税扱いになってしまう。委託者が信託した信託財産の有効活用という観点からすると、たとえ固有事業としての公益目的事業に合致しなくとも、変更認定申請等により公益目的事業とすれば宜しい処、敢えて課税対象となる「収益事業として実施する」必要性（たとえ、固有事業としての収益事業と合致していたとしても、公益法人の収益事業は、公益事業を支援するため利益をあげることが前提であり、利益をあげないことが前提の公益信託事務には馴染まない）は無く、原則として公益目的事業と位置付けるべきと考える。 そもそも、公益法人認定基準に準じた公益信託認可基準を満たすからこそ公益信託事務（公益信託制度上は非課税）なのであり、それを敢えて課税対象となる可能性のある収益事業と位置	公益法人における当該事務の位置づけや受託者としての業務内容等により、公益目的事業又は収益事業等として実施されることになります。 公益信託の引受けは、信託銀行を始めとする営利企業も実施していますが、公益法人が公益目的事業として実施する場合には、公益目的事業としての特徴が求められ、現に公益目的事業として認められている事業と同様の公益事務を行う公益信託を受託する場合には、一般的には、公益目的事業として認められると考えられます。逆に収益事業等として実施する内容が公益信託の認可において公益信託事務として認められることは想定しにくいと考えます。 しかしながら、公益信託事務によって信託報酬を得ることができるため、公益法人としての財務規律の遵守の観点から公益目的事業に相当する公益信託事務であっても収益事業等として実施することも一律には否定されるものではないことも想定されるため、原案のとおりとします。
---	--

付けることは、信託財産に対する公益信託受託者の善管注意義務、忠実義務にも抵触する可能性にも波及することを恐れるものである。 p 249 上から 3 つ目のマルの「マル 2 各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして、公益信託事務が当該公益目的事業に該当することが引き続き明らかである場合、変更届出で足りる（事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事业を追加又は変更する変更等（第 2 章第 4（2）現行法人の移行措置についてマル 1、マル 2 など）。」「マル 3 公益信託事務が既存の公益目的事業の申請書記載事項に該当する事業であり、公益目的事業の種類及び内容の軽微な変更にも該当しない場合には、変更認定申請・変更届出ともに不要である。」 【意見】マル 2 とマル 3 の違いが冒頭で明確になるように、(2) の最初で変更届出であることを明示しては如何でしょうか。例えば、マル 1 の冒頭と記載を合わせ、 「マル 2 変更届出が必要な事例として、例えば、 ・付随的事业の追加又は変更を必要とするものであるが、各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして、当該公益信託事務が当該公益目的事業に該当することが明らかである場合、変更届出で足りる（事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事业を追加又は変更する変更等（第 2 章第 4（2）現行法人の移行措置についてマル 1、マル 2 など））。 【理由】マル 2 とマル 3 の区別が、当該表記だけでは、判断に迷う可能性がある。	（p 249 上から 3 つ目のマルの「マル 2 各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして、公益信託事務が当該公益目的事業に該当することが引き続き明らかである場合、変更届出で足りる（事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事业を追加又は変更する変更等（第 2 章第 4（2）現行法人の移行措置についてマル 1、マル 2 など）。」「マル 3 公益信託事務が既存の公益目的事業の申請書記載事項に該当する事業であり、公益目的事業の種類及び内容の軽微な変更にも該当しない場合には、変更認定申請・変更届出ともに不要である。」について） 御意見を踏まえて修正することとします。
---	--

p 250 第9章 公益法人が公益信託に関わる場合 「○ なお、事業のまとめ方について、事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認することとなっている（第2章第3参照）。この点、公益法人が公益信託の受託者となる際には、信託財産は公益法人の固有財産と分別管理されなければならないが(信託法第34条)、信託財産に係る会計は、固有財産に係る会計から分離し、法人の貸借対照表及び損益計算書には計上しないこととなっているため、当該公益信託事務が類似の事業とまとめられていても問題ない。」 【意見】「事業のまとめ方について、事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認すること」とある処、具体例があると分かり易い。仮に信託報酬を得るために費やした費用が報酬を下回る場合などは、たとえ公益目的事業であっても、原則どおり、他の事業と経理区分される必要があるのではないか、確認したい。 【理由】このような場合、公益信託の受託に係る信託報酬が、事業区分されず、同一の目的の事業内の他の事業の資金に補充することが許されてしまうため、「事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないか」という原則どおりに区分経理すべきか、確認したい。 p 252 「なお、法人が信託管理人となる場合は、信託財産の管理処分を行うのは受託者（別主体）であって、信託管理人の事	(p 250 第9章 公益法人が公益信託に関わる場合 「○ なお、事業のまとめ方について、事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認することとなっている（第2章第3参照）。この点、公益法人が公益信託の受託者となる際には、信託財産は公益法人の固有財産と分別管理されなければならないが(信託法第34条)、信託財産に係る会計は、固有財産に係る会計から分離し、法人の貸借対照表及び損益計算書には計上しないこととなっているため、当該公益信託事務が類似の事業とまとめられていても問題ない。」について) 公益信託事務を信託行為に基づいて履行した上で受領した公益信託報酬をどのように使用するかは法人の判断であり、御指摘のような事例について、公益目的事業として受託している場合には、公益信託事務以外の公益目的事業に使用することは特段問題なく、公益目的事業として別の事業に区分する必要性はありません。 (p 252 「なお、法人が信託管理人となる場合は、信託財産の管理処分を行うのは受託者（別主体）であって、信託管理人の事務における収益・費用は信託
---	--

務における収益・費用は信託財産との取引であるため、法人の会計を経由しないで直接支出される費用については特段想定されない。 【意見】「信託管理人として法人が得た報酬や、監督行為に法人が支出した費用など法人の会計を経由した費用は、信託管理人としての法人の会計に計上する。」旨を明記する記載にしているかどうか。 【理由】信託管理人としての監督行為に支出した費用を受託者に請求しないケース等もありうるため。 p 252 第 9 章第 3 財務規律の適用について p 252 図（公益信託を受託した場合の財務規律との関係性について） 【意見】当該図において、受託者として負担した費用の清算により収受した金銭等は受託者会計の収益に計上するとされており、例示として人件費の清算が示されている。 この点、受託者会計と信託会計の合計で見た場合には、人件費が 2 重に計上されている外観になるが、信託会計は完全に別会計扱いなので、問題ないという判断なのか。 また、本来、信託会計から直接支払うべき費用を受託者会計で一度立替払いしたような場合の清算額も、受託者会計の収益と費用に両建てで計上し、信託会計でも費用を計上する想定なのか？損益計算書を通さずに、貸借対照表の立替金等で経理処理するという考え方は無いのか。確認したい。 あるいは、そもそも、立替払いのようなことが想定されない、	財産との取引であるため、法人の会計を経由しないで直接支出される費用については特段想定されない。について） 信託行為に基づき信託管理人として受領した公益信託報酬や当該報酬に含まれる費用の支払に係る法人の収入や支出については、法人の会計に計上することが原則であり、あえて追記しなくても自明であることから原案のとおりとします。 （ p 252 第 9 章第 3 財務規律の適用について p 252 図（公益信託を受託した場合の財務規律との関係性について）について） 前段については、貴見のとおり受託者会計と信託会計は別会計であり、問題ないと考えられます。 後段について、例えば奨学金の支給などのように信託会計から直接拠出する事例もあり、受託者会計で一度立替払いした場合には、立替金等で処理することも考えられます。
---	---

または、逆に立替払いのようなことしか想定されない、のか確認したい。 p 253 第 5 行政庁の連携 2 番目の○後半「法人側の負担軽減等の観点から、両制度の行政庁間で定期提出書類の確認状況について情報共有を行い、相互に連携して対応する他、監督状況等についても、情報の内容に応じて、適切に情報共有の上、対応する。」 【意見】法人側の負担軽減への配慮は大変有難い。さらに一歩進めて、行政庁内に於いて分散管理されている場合、実際問題として、国民・関係者が問い合わせし、やり取りする先を明確にできないか、お願いしたい。 p 253 脚注 4 「公益信託の信託概況報告に記載すべき事項が、公益法人の事業報告に記載されており、公益信託事務に係る事項が明確に区分された上で、記載されている箇所が目次等によって明らかになっている場合には、公益法人の事業報告を、公益信託の信託概況報告として取扱って差し支えない。また、公益法人の事業報告書が大部な場合などに、該当する箇所を抜粋して提出することも認められる。」 【意見】事業報告全体は、信託管理人の権限範囲とは言えないので、受託者が該当部分を信託管理人に提示する義務と、該当部分のみを信託管理人が確認、承認することになる旨を記載してほしい。また、事業報告の中で「公益信託事務に係る事項が	(p 253 第 5 行政庁の連携 2 番目の○後半「法人側の負担軽減等の観点から、両制度の行政庁間で定期提出書類の確認状況について情報共有を行い、相互に連携して対応する他、監督状況等についても、情報の内容に応じて、適切に情報共有の上、対応する。」について) 御意見も踏まえて、今後とも窓口の在り方については検討してまいります。 (p 253 脚注 4 について) 「公益信託の信託概況報告に記載すべき事項が、公益法人の事業報告に記載されており、公益信託事務に係る事項が明確に区分された上で、記載されている箇所が目次等によって明らかになっている場合には、公益法人の事業報告を、公益信託の信託概況報告として取扱って差し支えない。また、公益法人の事業報告書が大部な場合などに、該当する箇所を抜粋して提出することも認められる。」について) 信託管理人の権限範囲に関する御意見については、貴見のとおりですが、具体的な記載ぶりについては、今後の事例も踏まえて検討させていただきます。
--	---

	明確に区分され」ているとしても、目次はもとより表題にも、事業報告かつ信託概況報告でもあることを明記するよう記載して頂きたい。	
16	要望案：公益法人の適正運営と厳正な対処について 公益認定等ガイドラインに基づき、不適切な公金利用の是正を強く求めます。 1. 徹底した説明責任 公益法人は国民の信頼が前提であり公金の使途を誰にでも分かるよう透明性を確保する責務があります。 2. 特別の利益の禁止 特定の個人や関係団体を利するような公金の横流しは認定基準違反として厳格に禁止されています。 3. 財務規律の遵守 収入を 5 年スパンで公益のために使い切る中期的収支均衡がルールであり公金の放置や浪費は認められません。 4. 行政による果斷な監督 不正やガバナンス不全がある法人に対し行政は躊躇なく勧告や認定取消しなどの実効性の高い措置を講ずるべきです。	御意見も踏まえて、今後とも公益認定法令に違反する法人運営があった場合には、適切に監督等を行ってまいります。

	国民の納得が得られない公金利用に対しガイドラインに則った厳正な対処を要望します。	
17	公益法人の認定・運営は、特定企業の利権や「隠れ蓑」であってはならない。真に弱者支援や公益に資する活動を行っているか、その透明性を徹底して監視・開示することを求める。 公益法人は市民の信頼の上に成り立つものである。しかし、昨今の状況を見るに、公益の名を借りて特定企業の影響力を維持したり、不透明な資金運用が行われたりする懸念を払拭できない。 資金運用の透明性：公益法人が受け取る寄付や事業収入が、真に弱者保護や公益目的のために使われているか、そのプロセスを完全に可視化すべきである。 利権の排除：公益法人の役員や運営に、特定の企業利権が深く関与し、その活動が企業の宣伝や利益誘導に利用されることを防ぐ厳格なガイドラインを設けるべきである。 社会的な監視：弱者保護を謳いながら、実際には支援が届いていないような法人が放置されないよう、市民がいつでもその活動実態を評価し、異議を申し立てられる仕組みを強化すべきである。	公益認定法は、公益法人について、営利事業を営む者への特別の利益の禁止や、特定の団体による支配を防止するための基準などが設けられているほかその透明性を確保するため、事業報告や活動計算書等の作成・公表などが定められています。 御意見も踏まえ、引き続き、公益認定法の適切な運用を行ってまいります。
18	p 25 (1) 28行目 「行政庁は、申請書記載事項に沿って公益目的事業が実施されているかを監督する。」とあるが、この「監督」は「申請書に	脚注8に記載のとおり、申請書に記載された事業の全てを、毎年度、必ず実施しなければならないわけではないと考えておりますが、監督の在り方に関する御意見として参考とさせていただきます。

	記載された事業であるが実施しない事業」についても為されるものと考えてよろしいでしょうか？また、監督が為される場合には「申請書に記載された事業であるが実施しない事業についても監督する」と本文、ないし、註8に記載してはいかがでしょうか？あるいは、監督が為されない場合には、註8に記載される「申請書に記載された事業であるが実施しない事業」に対する行政庁の対応について明記いただけませんか？ 註8には「申請書に記載された事業の全てを、毎年度、必ず実施しなければならないわけではない」とありますが、公益認定は申請書に記載された事業全てを勘案して為されることから、事業は基本的には実施されるべきものであることは明確かと思えます。その観点から、行政庁は「申請書に記載された事業であるが実施しない事業」を把握すること、実行を促すこと、そして実施が為されない状況が続く場合には適正な対応を行うことが求められます。例えば、この場合の「監督」として、例えば、「実施しなかった事業について事情を確認し、状況に応じて実施を促し、その記録を残す」ような行動が考えられます。	
19	1) p 23 27行目 「民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されている」とされ、更に註4において「公益法人が行わなくとも社会的に望ましい形で実施される事業について、公益法人が実施する意義は乏しいと言える」とあるが、社会環境の変化	公益法人制度については、法人の自主的・自律的な経営判断が尊重される仕組みであり、「公益法人が実施する意義」についても、当該法人の関係者が自主的・自律的に判断することが基本であることから、行政庁が積極的に教導する旨をガイドラインに記載することは適切ではないと考えています。また、社会環境との変化に応じて公益目的事業の見直しが求められることについては、営利企業が行う事業と類似の事業に限られるのではなく、公益目的事業につ

	等によって当初あった意義が無くなることは十分に考えられることから、そういった意義を失った法人がそのことに気付いて改廃が進むような取組を行ってはどうか？あるいは、本稿ではそのような記載を行うのにふさわしくないのであれば、改廃が進むことが好ましいことだけでも本稿に記載してはどうか？ 2) p 2 4 5 行目 前記 1) と同様に、社会環境の変化や団体自身の変化等により公益目的事業該当性が損なわれた公益法人に対し、その改廃を促すような取組を行ってはどうか？あるいは、本稿ではそのような記載を行うのにふさわしくないのであれば、改廃が進むことが好ましいことだけでも本稿に記載してはどうか？	いて、社会のニーズに応え、その種類や内容、実施方法等を不断に見直し、事業の質を向上させることが求められている旨は、第 1 章の公益法人の責務として明らかにしているところです。 その上で、過去に公益目的事業として認めた事業であっても、社会環境の変化等により、公益目的事業として引き続き認めることが適切でないと判断される可能性はあり、そうした場合に、当該事業を行う公益法人に対して見直しを促すことも考えられますが、現時点において具体的に想定している案件もなく、ガイドラインの記載事項とはしておりません。
20	p 9 2 3 特別の利益 補助金等の公的な資金についての問題や疑念等については、説明や判断等を内々に行って解決を図るのではなく、しっかりとその問題や疑念等を公表し、国民監視の中で適正なプロセスによって解決が図られることを望みます。 例えば東京都では補助金等の不適切な取り扱いにより住民監査が為され、一部認容され、関連する複数の住民訴訟が提起されて都は係争中であり、受領した団体からの一部返金が複数なされるなどしています。このような状況はその事業によって支援されるべき方々や、その事業にかかわらず、およそ公益に資する事業を公的資金によって為される全ての方々にとって	補助金等の使途及び不適切な取扱いについては、交付元である国又は地方公共団体が確認すべき事項であることを前提に、御意見を踏まえて、今後とも公益法人制度への信頼性を確保するため、行政庁においても必要に応じて適切に監督等を行ってまいります。

	好ましくないことであり、そういった事象が起こらないことが望まれます。	
--	------------------------------------	--